

議案第 75 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 3 月 24 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改める。

第 10 条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に、「その他」を「、法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 28 号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。